

HBM提供 楽楽クラウドサービス利用約款

本利用約款（以下「本約款」といいます）は、株式会社阪南ビジネスマシン（以下「当社」といいます）が株式会社ラクス（以下「ラクス社」といいます）の運営するクラウドサービス（以下「本サービス」といいます）を提供するにあたり適用される条件を定めます。なお、本サービスについて、特段の記載のない限り、各種オプションサービスを包含するものとします。

第1条（用語の定義）

本約款において、次の用語は、それぞれ次の意味で使用します。

- (1) 利用者：本約款に同意した上で本サービスを利用する法人その他の団体又は個人。
但し、個人については、個人事業主又は本サービスを事業目的で利用する者に限るものとし、個人による利用は、個人事業主による利用又は事業目的での利用とみなします。
- (2) 利用契約：本約款に基づき当社と利用者の間に締結される本サービス提供に関する契約
- (3) ログイン ID：パスワードと組み合わせて利用者を区別するための符号
- (4) パスワード：ログイン ID と組み合わせて利用者を区別するための符号
- (5) 利用開始日：ラクス社がログイン ID 及びパスワード設定用 URL を発行し、利用者に対し本サービスの提供を開始する日
- (6) 課金開始日：月額利用料金が発生する日
- (7) クラウドサービス：ラクス社が運営し当社が提供する、「楽楽自動応対 クラウドサービス」、「チャットディーラー クラウドサービス」、「配配メール クラウドサービス」、「クルメル クラウドサービス」、「楽楽販売 クラウドサービス」、「楽テル クラウドサービス」、「楽楽精算 クラウドサービス」、「楽楽明細 クラウドサービス」、「楽楽勤怠 クラウドサービス」、「楽楽勤怠 Light クラウドサービス」、「楽楽請求 クラウドサービス」、「楽楽給与明細 クラウドサービス」、「楽楽従業員ポータル クラウドサービス」
- (8) オプションサービス：クラウドサービスに付随・関連する各種サービス

第2条（本約款・その他利用特約の適用）

本約款は、当社と利用者との間で成立する利用契約に適用されます。なお、ラクス社は、サービス毎に利用特約を定めるものとし、利用者は、ラクス社が運営する本サービスの利用を開始することにより、本約款及び当該特約（以下総称して「本約款等」といいます）並びに当社提示の見積書に記載した本サービスに関する料金（以下「見積り料金」といいます）の全ての内容に同意したものとみなされます。

2. 当社は、本約款等及び見積り料金の内容を随時変更することができます。当社は、本約款等及び見積り料金の内容を変更した場合、利用者に対し第13条（利用者への通知）第2項に定める方法により通知するものとし、通知した改定日以降は変更された本約款等又は見積り料金の内容が適用されるものとします。

3. 前項及び本約款等のその他の規定にかかわらず、当社は利用者に不利益が生じない場合には、前項の通知をせずに本約款等及び見積り料金を変更できるものとします。

4. 当社が提供する本サービスにおいて、利用特約についてはラクス社がサービス毎に定める利用特約（以下「各特約」といいます）を準用するものとします。なお、各特約で定めるラクス社の利用者及び第三者の損害等についての免責、ラクス社サーバから取得する一切のデータ等についての正確性などの保証についての否認及び瑕疵に関する対応義務の免責などの権利等について、当社もラクス社と同様の権利を有するものとします。

第3条（本サービスの内容等）

利用者は、本約款等に基づき、第20条（利用期間）に定める利用期間中、当社及びラクス社の定める方法に従い、本サービスを利用することができます。

2. ラクス社は、ラクス社の裁量により、運営する本サービスの全部又は一部の変更、追加及び廃止をすることができるものとします。但し、本サービスの全てを廃止する場合、当社は、利用者に対し、事前に、第13条（利用者への通知）第2項に定める方法によりその旨を通知します。

利用者は、ラクス社の本サービスに関する措置に対し当社がなんらの責任も負わないことに同意し、当社に対し一切の異議を述べないことを約するものとします。

第4条（本サービスの提供区域）

本サービスは、日本国内における利用を想定して設計したものであり、海外の法令に準拠することを保証しておりません。なお、海外からの利用を妨げるものではありませんが、利用者の責任において利用するものとし、海外にて利用する場合には、外国法の法適合、トラブル、不具合、利用者に生じる不利益等について当社及びラクス社は一切の責任を負いません。

第5条（利用契約）

利用者は、本サービスの利用を希望する場合、本約款等に同意の上、当社所定の方法により申込みを行うものとし、ラクス社が利用契約の申込みを承諾する場合、ラクス社は利用者に対し、ログインID及びパスワード設定用URLを発行します。なお、利用契約は、ログインID及びパスワード設定用URLの発行日を利用開始日として成立します。

2. 利用者が独自に作成した申込書その他の当社所定の申込書類以外の方法により本サービスの申込みが行われた場合には、当社及びラクス社の承認がない限りは、当社及びラクス社は当該申込みを有効な申込みとして取り扱わないものとし、当社所定の方法による申込みのみを有効な申込みであると見做します。

3. ラクス社は、利用契約に関し事前の審査を行うものとし、利用者又は利用者の関係者が本サービスと競合又は類似する商品を提供している場合等、ラクス社が不適当と判断した場合、利用契約に関する申込みを承諾しないことがあります。この場合において、当社及びラクス社は、承諾しなかった理由を利用者に説明する責任を一切負いません。

4. 利用者は、当社に申告している内容に変更が生じた場合、直ちに当社に対し通知するものとします。なお、当該通知を怠ったことにより利用者に生じる不利益について当社は一切責任を負いません。

5. 利用者は、オプションサービスの追加等、利用契約の内容の変更を希望する場合、当社に対し、変更の申込みを行うものとし、利用者から変更の申込みを受けた場合、ラクス社が当該申込みに関する審査を行うものとし、当該審査の結果により申込みを承諾しないことがあります。なお、ラクス社が申込みを承諾する場合、ラクス社が別途通知により定める日から当該変更内容が適用されます。

6. 利用者は、自己の責任と負担により、自己の設備等を設定し本サービスを利用するものとし、インターネット接続等、利用者の利用環境に不具合がある場合、当社及びラクス社は利用者に対し本サービスの提供義務を負いません。

7. 利用者は、本サービスの利用に関し、他の利用者を含む第三者との間で紛争等が生じた場合、自己の責任と負担によりこれを解決するものとし、当社及びラクス社は何らの責任も負いません。なお、この場合において、利用者の責に帰すべき事由により当社又はラクス社に損害が生じたときは、利用者は当該損害の賠償金を、当社又はラクス社に対し支払うものとします。また、その他各特約において、ラクス社に対する利用者の賠償についての定めがある場合も同様の扱いとします。

なお、ラクス社に支払う場合は、別紙1の「再販売パートナー向けクラウドサービス利用約款」の第5条（利用契約）第7項の定めも踏まえ、当社を通じてラクス社に対し行うものとします。

第6条（支払等）

利用者は、本約款等及び見積り料金に基づき、本サービスの利用の対価を当社に支払うものとします。なお、初期費用は利用開始日の到来によって支払義務が発生し、課金開始日の属する月の翌月末日までに、初回の月額利用料金と併せて支払うものとします。但し、当社及び利用者間で異なる支払条件を定めた場合は、かかる条件に従うものとします。

2. 利用者は、本サービスの利用料金その他利用契約に基づく債務について、所定の支払期日が過ぎてもなお履行しない場合、所定の支払期日の翌日から支払日の前日までの日数に、年14.6%の利率で計算した金額を延滞利息として、本サービスの利用料金その他の債務と一括して、当社が指定する期日までに当社の指定する方法により支払うものとします。

3. 当社は、オプションサービスのうち設定代行サービス、カスタマイズサービス又はサーバ移行作業などの月額利用料金の対象ではない単発サービスの対価については、課金開始日にかかわらず請求することができるものとし、利用者は当社からの請求に基づき検収月の翌月末日までにこれを支払うものとします。

第7条（ログインID・パスワードの管理）

利用者は、自己の責任において、ログインID及びパスワードを適切に管理・保管するものとします。

2. ラクス社は、ログイン時に使用されたログインID及びパスワードが登録されたものと一致することを所定の方法により確認した場合、当該ログインした者を真正な利用者とみなします。

3. 当社及びラクス社は、利用者によるログインID及びパスワードの管理不十分、使用の過誤、不正使用等により利用者及び第三者が被った損害について一切責任を負いません。

4. 利用者は、事前の合意があった場合を除き、ログインID及びパスワードの盗難があったとき、ログインID及びパスワードの失念があったとき、又はログインID及びパスワードが第三者に使用されていることが判明したときは、直ちに当社及びラクス社にその旨を連絡するとともに、当社及びラクス社からの指示がある場合にはこれに従うものとします。

第8条（本サービスの運用・保守及び情報の利用）

ラクス社は、本サービスの提供に必要な設備（以下「本サービス用設備」といいます）について、本サービスを提供するため、善良なる管理者の注意義務を以って運用及び保守します。但し、利用者等の利用するソフトウェア及びハードウェアについては、この限りではありません。

又、本サービスはラクス社が運営するサービスであり、当社はラクス社の運用等に関し、利用者に対し一切責任を負いません。

2. 利用者は、本サービスの利用に際しラクス社の設備又はサービスに異常を発見した場合、自己の設備に故障等がないことを確認の上、ラクス社に修理又は復旧の旨を依頼するものとします。

3. ラクス社は、ラクス社のシステムもしくは本サービスに障害が生じ、又は本サービス用設備が損傷したことを知ったときは、すみやかに修理・復旧に努めます。

4. ラクス社は、ラクス社が本サービスの保守、運用上又は技術上必要であると判断した場合、利用者等が提供又は伝送する情報について分析、調査等必要な行為を行う場合があります。

5. 利用者は、ラクス社に対し、ラクス社サービスの提供・保守、改良・開発、サービス向上等（以下「サービス向上等」といいます）を委託し、利用者が本サービスに入力、伝送、アップロードしたデータ、ファイル、情報等（以下「入力データ等」といいます）につき、サービス向上等の委託に必要な範囲内に限り利用（入力データ等の加工・改変・翻案、情報の分析、統計データの作成、自然言語処理、機械学習処理等をいいますが、これらに限りません。）することを了承するものとします。

第9条（委託）

ラクス社は、本サービスに関する業務の全部又は一部を第三者（以下「委託先」といいます）に委託することができるものとします。但し、ラクス社は、委託先の行為について利用者に対して直接責任を負うものとします。

第10条（知的財産権）

本サービスに関する著作権及び商標権を含む一切の権利（以下「知的財産権等」といいます）は、全てラクス社又はラクス社に利用を許諾する権利者に帰属します。本約款等に別段の定めがある場合を除き、ラクス社は利用者に対して、ラクス社の保有する知的財産権等を使用・利用する権利を一切認めるものではありません。利用者は、本サービスが予定している利用態様を超えて、本サービスを利用することはできません。

2. 利用者は、ラクス社の承諾を得ないで、第三者に対し、本サービスを通じて提供される当社及びラクス社の情報を利用・使用させ、又は公開することはできません。

3. 本条の規定に違反して問題が発生した場合、利用者は、自己の費用と責任においてかかる問題を解決するとともに、当社及びラクス社に何らの迷惑又は損害を与えないものとします。

第11条（権利の譲渡）

利用者は、当社及びラクス社の事前の書面（電子メールを含みます）による承諾のない限り、本サービスの提供を受ける権利等、利用契約に基づく権利義務を第三者に譲渡し又は移転することはできません。なお、当社及びラクス社の承諾により権利を譲渡する場合、譲渡元と譲渡先は、譲渡元の負う一切の債務（料金計算中のものを含め、支払われていない料金等）について連帯して責任を負うものとします。

2. 利用者は、当社及びラクス社から事前の書面（電子メールを含みます）による承諾のない限り、利用者以外のいかなる法人・個人に対しても、貸与及び有償・無償（金銭的对価、物品的対価、権利的対価を含みますがこれらに限られません）を問わず、本サービスを提供し又は使用を許諾することはできません。

第12条（禁止事項）

当社及びラクス社は、利用者に対し、本サービスの利用にあたり以下の各号に該当する行為を禁止します。

- (1) 不正アクセス行為の禁止等に関する法律に違反する行為
- (2) 個人情報の保護に関する法律に違反する行為 あるいはこれに類似する行為
- (3) 不当景品類及び不当表示防止法、独占禁止法、特定商取引法、特定電子メールの送信の適正化等に関する法律その他法令の定めに違反する行為
- (4) 詐欺行為、その他犯罪に結びつくおそれのある行為
- (5) 無限連鎖講を開設し、又はこれを勧誘する行為
- (6) 当社及びラクス社又は第三者の著作権、商標権等の知的財産権を侵害する行為
- (7) 第三者の肖像権、プライバシーを侵害する行為
- (8) 当社及びラクス社の本サービス又は事業の運営・維持に支障を与える行為
- (9) 他人になりすまして情報を送信もしくは表示する行為
- (10) 法令の規定に違反するか否かを問わず、相手方の承諾なしに広告、宣伝もしくは勧誘のメール（スパムメール等）を送信する行為
- (11) 相手方が嫌悪感を抱き、又はそのおそれのあるメール（嫌がらせメール等）を送信する行為
- (12) ウィルス、スパイウェア等の有害なコンピュータプログラム等を送信又は掲載する行為
- (13) 当社及びラクス社又は第三者の設備等の利用もしくは運営に支障を与え、又は与えるおそれがある行為
- (14) 本サービスの内容や本サービスにより利用しうるプログラムを改変し、改竄し又は消去する行為

- (15) 本サービスに対する逆コンパイル、逆アセンブル、その他リバースエンジニアリング行為又はソースコードもしくはプロトコルの解析行為
 - (16) 当社及びラクス社の事前の承諾なく、当社及びラクス社が提供する本サービスと同種又は類似のサービスを提供する行為
 - (17) 暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求行為
 - (18) 反社会的勢力を援助・助長する行為
 - (19) その他、公序良俗に反し、又は他人に不利益を与える行為
 - (20) ログイン ID 又はパスワードを第三者に開示し、貸与し、譲渡し、又は共有する行為
 - (21) 本サービスにおいて、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」に定める個人番号を登録し、保管し、又は本サービスを通じて個人番号を利用等する行為
 - (22) 前各号のいずれかに該当する行為を行う第三者のデータ、情報等へリンクを張る行為
2. 当社及びラクス社は、利用者の行為が第 1 項各号に該当し、又は該当するおそれがあると判断する場合、事前に利用者に通知することなく、本サービスの全部又は一部の利用を停止し、又は当該行為に関連する情報を削除することができるものとします。但し、当社及びラクス社は、利用者の行為又は利用者が提供又は伝送する情報が第 1 項各号に該当しないことを監視する義務は負いません。

第 13 条（利用者への通知）

当社は、次の各号に定める事由が生じた場合、その旨を利用者に通知します。

- (1) 本約款等又は見積り料金の変更
 - (2) 本サービスの廃止
 - (3) 本サービスの提供中止
 - (4) 本サービスの利用停止
 - (5) その他、当社又はラクス社が必要と認める事項
2. 当社から利用者への通知は、当社もしくはラクス社ホームページ、又はラクス社の本サービスに関するサイトへの掲載又は事前に利用者から通知を受けているメールアドレスへのメール送信等、当社又はラクス社が適当と認める方法により行います。

第 14 条（提供の中止）

当社は、次の場合、本サービスの提供を中止することがあります。

- (1) ラクス社のシステムの保守上必要な場合
 - (2) ラクス社の本サービス用設備の保守上又は工事に必要な場合
 - (3) 天災事変、その他の非常事態が発生し、もしくは発生するおそれがある場合
 - (4) ラクス社が設置する電気通信設備の障害その他やむを得ない事由が生じた場合
 - (5) 当社又はラクス社が本サービスの運用の全部又は一部を中止することが望ましいと判断する場合
2. 当社は、本条第 1 項の規定により本サービスの提供を中止する場合、第 13 条（利用者への通知）第 2 項に従い、あらかじめその旨を利用者に通知します。但し、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。
3. 当社及びラクス社は、本条第 1 項に基づく本サービスの提供の中止によって生じた利用者及び第三者の損害につき一切責任を負いません。

第 15 条（利用の停止）

当社及びラクス社は、利用者が次のいずれかに該当する場合、本サービスの利用を停止することがあります。

- (1) 本約款第 12 条（禁止事項）に記載される行為を行った場合
- (2) 本約款第 10 条（知的財産権）の規定に違反した場合

(3)利用者が第 19 条（反社会的勢力の排除）に違反するおそれがあると当社又はラクス社が判断する場合

(4)その他、本約款等に違反し、当社又はラクス社が是正を要求したにもかかわらず是正されない場合

(5)その他、当社又はラクス社が不適当と判断する場合

2. 当社及びラクス社は、前項の規定により本サービスの利用を停止する場合、あらかじめその旨を利用者に通知します。但し、緊急やむを得ない場合又は利用者が第 6 条（支払等）に違反したことによる場合は、この限りではありません。

3. 当社及びラクス社は、本条第 1 項に基づく本サービスの利用の停止によって生じた利用者及び第三者の損害につき一切責任を負いません。

第 16 条（秘密情報等の取り扱い）

利用者、当社及びラクス社は、本サービス遂行のため相手方（以下「開示当事者」といいます）より提供を受けた技術上又は営業上その他業務上の情報のうち、提供の際に秘密である旨を明示した情報、及び個人情報の保護に関する法律に定める個人情報（以下総称して「秘密情報等」といいます）を善良なる管理者の注意義務を以って管理し、第三者に開示又は漏洩しないものとします。但し、相手方から事前の書面による承諾を受けた場合及び次の各号のいずれかに該当する情報についてはこの限りではありません。

(1)秘密保持義務を負うことなく既に保有している情報

(2)秘密保持義務を負うことなく第三者から正当に入手した情報

(3)相手方から提供を受けた情報によらず、独自に開発した情報

(4)利用契約等に違反することなく、かつ、受領の前後を問わず公知となった情報

2. 前項の定めにかかわらず、裁判所又は行政機関から、法令に基づき秘密情報等の開示を要求された場合、秘密情報等の開示を受けた当事者（以下「受領当事者」といいます）は当該秘密情報等を開示することができるものとします。但し、この場合において、受領当事者は、関連法令に反しない限り、かかる要求について、秘密情報等の開示前に開示当事者に通知するものとします。

3. 受領当事者は、相手方より提供を受けた秘密情報等を利用契約に必要な範囲内でのみ使用・複製又は改変するものとし、複製又は改変された秘密情報等についても、本条に定める秘密情報等として取り扱うものとします。なお、利用契約に必要な範囲を超える複製・改変が必要な場合、あらかじめ開示当事者から書面による承諾を受けるものとします。

4. 前各項の定めにかかわらず、第 9 条（委託）に基づき、ラクス社は、委託先に対して、委託のために必要な範囲で、秘密情報等を開示することができます。この場合、ラクス社は委託先に対して、本条に基づき当社が負う秘密保持義務と同等の義務を負わせるものとします。

5. 受領当事者は、相手方の要請を受けた場合又は本サービスもしくは利用契約を終了した場合、秘密情報等（複製又は改変した秘密情報等を含みます）を返還又は消去するものとします。但し、本サービスの仕組み上、利用者自らが消去することができる秘密情報等についてはこの限りではありません。

第 17 条（個人情報）

当社及びラクス社は、本サービス遂行のため利用者より提供を受けた個人情報について、各社所定の「個人情報保護方針」等に記載された内容に基づき、適切に取り扱います。

(1)当社「個人情報保護方針」

https://hbm-web.co.jp/plivacy_policy/

(2)当社「個人情報に関する公表事項」

https://hbm-web.co.jp/plivacy_toriatsukai/

(3)ラクス社「個人情報保護方針」

<https://www.rakus.co.jp/legal/mp.html>

(4)ラクス社「個人情報の取り扱いについて」

<https://www.rakus.co.jp/legal/pp.html>

第 18 条（免責等）

利用者は、本サービスを利用するためのデータの入力、登録、保存、消去その他の管理を自己の責任において行うものとし、当社及びラクス社はこれらの作業や本サービスの利用により利用者もしくは第三者に発生した費用及び損害について一切責任を負いません。

2. 当社及びラクス社は、本サービスについて、利用者の予定している利用目的に適合すること、利用者が本サービスを通じてダウンロードその他の方法でラクス社のサーバから取得する一切のデータ等（以下「データ等」といいます）に破損・損失等がないこと、及び本サービスに障害等の不具合がないことを保証せず、データ等の破損、損失又は本サービスの不具合により利用者又は第三者に不利益が生じた場合においても、損害賠償を含め一切の責任を負いません。

3. 当社及びラクス社は、本サービスに障害等の不具合が発見された場合、その修正及び改善に努めますが、対応義務を負いません。

4. 利用者は、データ等を自己の責任において利用するものとします。当社及びラクス社は、データ等を取得又は利用したこと起因して発生した損害（コンピュータシステムに関する損害を含みます）について、損害賠償を含め一切責任を負いません。

5. 当社及びラクス社は、本サービスに関し、天災地変、騒乱、暴動等の不可抗力については、利用者及び第三者に対し、損害賠償を含め一切の責任を負いません。

6. 当社及びラクス社は、本サービス又は本約款等に関して利用者に損害が生じた場合、当社又はラクス社に故意又は重大な過失が存する場合に限り、現実生じた通常かつ直接の損害を賠償するものとし、逸失利益、特別損害及び間接損害については賠償責任を負わないものとします。但し、賠償額の上限については、本サービスの月額基本料金（初期費用、オプションサービスの料金等は除きます）3 か月分とします。

第 19 条（反社会的勢力の排除）

当社及び利用者は、利用契約締結前、利用契約締結時から利用契約終了までのすべての時点において、次の各号の事項を表明し保証します。

(1) 自己及びその従業員、役員等の構成員、主要な株主、関連会社、その他当事者の実質的支配権を有する者等（以下総称して「関係者」といいます）が暴力団、暴力団員、暴力団関係企業・団体又はその関係者、その他反社会的勢力（以下総称して「反社会的勢力」といいます）ではなく、過去にも反社会的勢力でなかったこと、又今後もそのようなことはないこと

(2) 自己及びその関係者が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有しておらず、又今後もそのようなことはないこと

(3) 自己又はその関係者が、反社会的勢力を利用していないこと、又今後もそのようなことはないこと

(4) 自己又はその関係者が、反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、反社会的勢力の維持運営に協力し、又は関与していないこと、又今後もそのようなことはないこと

(5) 自己又は第三者を利用して、相手方に対し暴力的行為、詐術、脅迫的言辞を用いず、相手方及び相手方の関係先等の名誉や信用を毀損せず、相手方及び相手方の関係先等の業務を妨害しないこと

第 20 条（利用期間）

利用者は、各特約に定める最低利用期間中、本サービスを利用するものとします。

2. 最低利用期間が終了した場合における本サービスの利用期間は、最低利用期間終了日の翌日から 1 か月間です。なお、当社所定の方法により契約終了の意思表示がなされない場合、自動的に 1 か月間更新されるものとし、以後も同様とします。

3. 利用者は、利用契約が終了した場合、本サービスの利用にあたり当社又はラクス社から提供を受けた機器、ソフトウェア及びそれにかかわる全ての資料等（これらの複製物を含みます。）を、当社又はラクス社の指示に従い、返還、廃棄又は消去するものとします。

4. オプションサービスの利用期間は、オプションサービスの利用開始日から利用開始日の属する月の末日までとし、当社所定の方法により契約終了の意思表示がなされない場合、自動的に1か月間更新されるものとし、以後も同様とします。なお、特段の記載のない限り、オプションサービスには最低利用期間に関する定めは適用されないものとします。

第21条（利用者による解約）

利用者は、当社所定の「解約申込書」の提出を以って、クラウドサービスに関する利用契約の解約をすることができます。この場合において、別段の合意のない限り、解約日は、当社が利用者から「解約申込書」を受領した月の翌月末日とします。

2. 利用者は、当社所定の「解約申込書」の提出を以って、オプションサービスに関する利用契約の解約をすることができます。但し、解約日は、当該解約申込書を受領した月の翌月末日とします。

第22条（当社が行う契約の解約）

利用者が以下の各号の一に該当する場合、当社は、事前に催告することなく、ただちに利用契約を解約することができるものとします。なお、この場合において、当社は損害賠償その他何らの責任も負いません。

(1) 本約款第12条（禁止事項）のいずれかに該当することが判明した場合

(2) 当社への申告、届出内容に虚偽があった場合

(3) 利用料金支払債務その他の債務の履行の遅延又は不履行があった場合

(4) 本約款第15条（利用の停止）の規定により本サービスの利用停止をされた利用者が、その原因たる事実を解消しない場合

(5) 利用者が第19条（反社会的勢力の排除）に違反し、又は違反するおそれがある場合

(6) その他、利用者又は利用者の関係者が本サービスと競合又は類似する商品を提供している場合等、利用者として不適切と当社又はラクス社が判断した場合

(7) 次の各号の一に該当する場合

（ア）実際に従業員、事務所等が存在せず、業務が停止していると認められるとき

（イ）差押え・仮差押え・仮処分・強制執行等の処分を受けたとき

（ウ）手形・小切手が不渡りになったとき

（エ）破産・会社更生・民事再生の手続等の申し立てがなされたとき

（オ）解散もしくは事業が廃止になったとき

(8) その他、本約款等に違反した場合

2. 当社又はラクス社は、契約期間中であっても、利用者に対する1か月前の通知により、利用者に対して何ら賠償の責を負うことなく、利用契約の一部又は全部を終了させることができるものとします。

第23条（存続条項）

理由の如何を問わず利用契約が終了した場合においても、第10条（知的財産権）、第11条（権利の譲渡）、第16条（秘密情報等の取り扱い）、第17条（個人情報）、第18条（免責等）、本条、第24条（準拠法）及び第25条（紛争の解決）の規定はなお有効に存続するものとします。

第24条（準拠法）

契約の成立、効力、解釈及び履行については、日本法に準拠します。

第 25 条（紛争の解決）

本サービスに関連して利用者と当社との間で問題が生じた場合には、利用者と当社で誠意をもって協議し解決するものとします。

2. 協議による解決を図ることができない場合、大阪地方裁判所堺支部を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

2026 年 9 月 1 日 改定

以上

別紙 1

再販売パートナー向け クラウドサービス利用約款（一部抜粋）

本利用約款（以下「本約款」といいます）は、株式会社ラクス（以下「当社」といいます）がクラウドサービス（以下「本サービス」といいます）を提供するにあたり適用される条件を定めます。なお、本サービスについて、特段の記載のない限り、各種オプションサービスを包含するものとし

第 1 条（用語の定義）～第 4 条 省略

第 5 条（利用契約）

再販売パートナーは、本サービスの利用を希望する場合、本約款等に同意の上、当社所定の方法により申込みを行うものとし、当社が利用契約の申込みを承諾する場合、当社は再販売パートナーに対し、ログイン ID 及びパスワード設定用 URL を発行します。なお、利用契約は、ログイン ID 及びパスワード設定用 URL の発行日を利用開始日として成立します。

2. 再販売パートナーが独自に作成した申込書その他の当社所定の申込書類以外の方法により本サービスの申込みが行われた場合には、当社の承認がない限りは、当社は当該申込みを有効な申込みとして取り扱わないものとし、当社所定の方法による申込みのみを有効な申込みであると見做します。

3. 当社は、利用契約に関し事前の審査を行うものとし、利用者又は利用者の関係者が本サービスと競合又は類似する商品を提供している場合等、当社が不適当と判断した場合、利用契約に関する申込みを承諾しないことがあります。この場合において、当社は、承諾しなかった理由を再販売パートナーに説明する責任を一切負いません。

4. 再販売パートナーは、当社に申告している内容に変更が生じた場合、直ちに当社に対し通知するものとし、なお、当該通知を怠ったことにより再販売パートナーに生じる不利益について当社は一切責任を負いません。

5. 再販売パートナーは、オプションサービスの追加等、利用契約の内容の変更を希望する場合、当社に対し、変更の申込みを行うものとし、当社は、再販売パートナーから変更の申込みを受けた場合、当該申込みに関する審査を行うものとし、当該審査の結果により申込みを承諾しないことがあります。なお、当社が申込みを承諾する場合、当社が別途通知により定める日から当該変更内容が適用されます。

6. 再販売パートナーは、自己の責任と負担により、自己の設備等を設定し本サービスを利用するものとし、インターネット接続等、再販売パートナーの利用環境に不具合がある場合、当社は再販売パートナーに対し本サービスの提供義務を負いません。

7. 再販売パートナーは、本サービスの利用に関し、他の再販売パートナーを含む第三者との間で紛争等が生じた場合、自己の責任と負担によりこれを解決するものとし、当社は何らの責任も負いません。なお、この場合において、再販売パートナー又は利用者の責に帰すべき事由により当社に損害が生じたときは、再販売パートナーは当該損害を賠償するものとします。

第 6 条（支払等）以下 条文省略

以上